

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 25 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定による。

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から東京たま広域資源循環組合を加入させ、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「、浅川清流環境組合」を「、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合」に改める。

附 則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。

(参 考)

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、<u>浅川清流環境組合、東京たまた広域資源循環組合、東京市町村総合事務組合</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、令和六年四月一日から施行する。</u></p>	<p>別表</p> <p>立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、<u>浅川清流環境組合、東京市町村総合事務組合</u></p>

